

[事案 2021-63] 慰謝料請求

・令和4年1月11日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-62] の申立人の家族である。

<事案の概要>

募集人の暴言や不適切な対応により、家族が傷つけられたことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成9年11月に家族が契約した年金保険の担当者である募集人から、家族に対する暴言があり、家庭が壊された結果、配偶者は死亡したため、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人が主張するような対応はしていないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約後の申立人家族との関わり状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人から申立人の家族に対して暴言や不適切な対応があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。